

老人クラブ奨励金交付申請書

(公財)宮城県老人クラブ連合会

会長 佐藤節夫 殿

(市町村老連経由)

団体名

代表者

㊞

「会員増強」推進奨励金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり申請いたします。

記

1 交付の対象

- 老人クラブの設立を目的として組織された地域団体
- 既設の老人クラブで、新たに市町村老連に加入しようとする団体
- 再結成された老人クラブ

2 今回申請する奨励金の額

- 別表(1) 10,000円(設立指導・助言経費)
- 別表(2) 30,000円(設立準備経費 30人未満)
- 別表(2) 50,000円(設立準備経費 30人以上)
- 別表(3) 30,000円(初年度運営経費 30人未満)
- 別表(3) 50,000円(初年度運営経費 30人以上)

3 添付書類

- (1) 老人クラブ会則(案)
- (2) 老人クラブ会員名簿(第2号様式)

4 その他(参考事項があれば記入してください)

.....
.....

5 奨励金振込「団体口座名」(交付の対象となる申請団体の口座です)

| | | | | |
|------------------|---------------|-----------|-------|--|
| 振 込 口 座 | 金融機関名 | | 本・支店名 | |
| | 種 別 ・ 口座番号 | 普 通 ・ 当 座 | | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |

第2号様式(第5条関係)

老人クラブ会員名簿

No. 1

| クラブ名 | | | | 会員数 | 男__名 | 女__名 | 計____名 |
|------|----|----|-----|-----|------|------|--------|
| 番号 | 氏名 | 年齢 | 性別 | 住所 | | 役職名 | |
| 1 | | | 男・女 | | | | |
| 2 | | | 男・女 | | | | |
| 3 | | | 男・女 | | | | |
| 4 | | | 男・女 | | | | |
| 5 | | | 男・女 | | | | |
| 6 | | | 男・女 | | | | |
| 7 | | | 男・女 | | | | |
| 8 | | | 男・女 | | | | |
| 9 | | | 男・女 | | | | |
| 10 | | | 男・女 | | | | |
| 11 | | | 男・女 | | | | |
| 12 | | | 男・女 | | | | |
| 13 | | | 男・女 | | | | |
| 14 | | | 男・女 | | | | |
| 15 | | | 男・女 | | | | |
| 16 | | | 男・女 | | | | |
| 17 | | | 男・女 | | | | |
| 18 | | | 男・女 | | | | |
| 19 | | | 男・女 | | | | |
| 20 | | | 男・女 | | | | |
| 21 | | | 男・女 | | | | |
| 22 | | | 男・女 | | | | |
| 23 | | | 男・女 | | | | |
| 24 | | | 男・女 | | | | |
| 25 | | | 男・女 | | | | |

注1 「クラブ名」及び「会員数」は、1枚目のみに記入してください。

2 「年齢」は、4月1日現在の満年齢を記入してください。

3 会員数が25名以上の場合は、用紙を追加して記載ください。

第3号様式(第5条関係)

(市町村老連記載→県老連)

老人クラブ奨励金交付進達書

(公財)宮城県老人クラブ連合会

会長 佐藤 節夫 殿

老人クラブ連合会

会長 _____ 印

以下の団体は「会員増強」推進奨励金交付要綱第2条の規定に該当し、奨励金の交付が適当と認めますので、同要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり進達いたします。

記

1 奨励金交付対象団体

- (1) 名称 _____
(2) 住所 _____
(3) 代表者氏名 _____

2 交付の対象

- 市町村老連
 設立準備団体
 既設団体 (市町村老連加入日 平成・令和 年 月 日)
 再結成団体

3 奨励金の額

一金 _____ 円

4 添付書類

- (1) 老人クラブ奨励金交付申請書 (第1号様式)
(2) 老人クラブ会則
(3) 老人クラブ会員名簿 (第2号様式)

5 その他 (市町村老連として参考事項があれば記入してください)

6 奨励金振込「市町村老連口座名」(県老連から市町村老連への振込口座です)

| | | | | |
|------------------|---------------|-----------|-------|--|
| 振 込 口 座 | 金融機関名 | | 本・支店名 | |
| | 種 別 ・ 口座番号 | 普 通 ・ 当 座 | | |
| | フリガナ | | | |
| | 口座名義 | | | |

※ 振込は県老連→市老連となります。

宮城県老人クラブ「会員増強」推進奨励金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益財団法人宮城県老人クラブ連合会（以下「県老連」という。）における災害救援拠金での「会員増強運動」を推進するため、次条に掲げる基準に該当する老人クラブ等を設立しようとする宮城県内（仙台市を除く）の団体等（以下「設立準備団体等」という。）に対する奨励金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(交付の対象)

第2条 奨励金は、次の各号に掲げる「設立準備団体等」に対し、市町村老連会長からの申請又は進達に基づき、県老連会長が適当と認めたものについて予算の範囲内で交付する。

- (1) 老人クラブ等の設立を目的として組織された地域団体。
- (2) 既に結成されている老人クラブ等であって、新たに市町村老人クラブ連合会への加入を申し出た団体。
- (3) 解散した老人クラブが再度結成された場合。
- (4) 老人クラブの設立、加入や再結成に助言・指導等を行った市町村老連

(交付対象経費)

第3条 奨励金の交付対象となる経費は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 組織設立に向けた調査・指導・助言に要する経費
- (2) 設立準備会の運営及び設立総会の開催に要する経費
- (3) 設立した老人クラブ等の運営に要する経費。ただし設立した日又は市町村老連に加入した日の属する年度を限りとする

(奨励金の額)

第4条 奨励金の額は、予算の範囲内で別表に定めた額とする。

(交付の申請)

第5条 申請は、老人クラブ奨励金交付申請書（第1号様式）（以下「申請書」という。）により、次の各号に掲げる書類を添付し、各市町村老連を経て、県老連会長に提出しなければならない。

- (1) 老人クラブ会則又は会則案
- (2) 老人クラブ会員名簿（第2号様式）又は会員の氏名、年齢及び役職名のわかるもの

(進達)

第6条 市町村老連会長は、設立準備団体等から前条の申請書を受理したときは、その内容を調査し、奨励金の交付が適当と判断した場合には、老人クラブ奨励金交付進達書（第3号様式）に当該申請書及び添付書類を添えて、県老連会長に進達するものとする。

(その他)

第7条 県老連会長に提出すべき書類の写し1部は、市町村老連において保管するものとする。

2 この要綱による交付金は、災害救援拠金での「会員増強運動」を推進するためのものであり、その管理・使途については透明性の確保に努めること。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項については、県老連会長が別に定める。

附則 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成28年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成29年3月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

（「会員1万人増強運動」推進奨励金交付要綱の廃止）

「会員1万人増強運動」推進奨励金交付要綱（平成29年3月1日）は、廃止する。

なお、平成31年4月1日施行の要綱（本要綱）の規定は、平成30年度の事績に対して、その効力を有するものとする。

別表(第4条関係)

【奨励金の額】

(1) 交付要綱第3条の(1)に該当する場合(指導、助言経費)

| 交付対象団体 | 設立準備団体等の会員数(予定数) | 奨励金の額 |
|----------------------|------------------|---------|
| 要綱第2条-(4) (市町村老連) | 10人以上 | 10,000円 |

※ 設立準備団体等が市町村老連に加入した場合に限る。

(2) 交付要綱第3条の(2)に該当する場合(設立準備経費)

| 交付対象団体 | 設立準備団体等の会員数(予定数) | 奨励金の額 |
|------------------------|------------------|---------|
| 要綱第2条-(1) (新設老人クラブ) | 10人~29人 | 30,000円 |
| | 30人以上 | 50,000円 |

(3) 交付要綱第3条の(3)に該当する場合(初年度運営経費)

| 交付対象団体 | 設立準備団体等の会員数(予定数) | 奨励金の額 |
|-----------------------|------------------|---------|
| 要綱第2条-(1)、 (2)、(3) | 10人~29人 | 30,000円 |
| | 30人以上 | 50,000円 |